

渋川市成年後見制度等 活用検討ガイド

このガイドは、本人を支える福祉事業関係者などが、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の必要性を感じた場合などに、どのように検討を進めればよいかを整理したものです。



不明な点は、次の連絡先へご相談ください。

【成年後見制度の利用について】

渋川市成年後見サポートセンター

(市役所本庁舎 1 階高齢者安心課内)

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

☎ 0279-25-7196

【日常生活自立支援事業の利用について】

社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会

(子持支所内)

月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

☎ 0279-24-6611

渋 川 市 ・ 渋川市社会福祉協議会

渋川市成年後見制度等活用検討ガイドの活用方法について

判断能力が十分でない方は、自分の権利が十分に行使できない、また権利侵害にあう可能性が常にあります。

支援者であるあなたが、今支援している方の権利を守るための方法として、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。

必要なときに、必要な制度に結びつけることができるよう、適切な制度の活用をお考えください。

ガイドは次の3つから構成します。

1 成年後見制度等活用検討フローチャート（1ページ）

- ・支援者が様々な相談を受ける中で、契約行為・財産管理等の課題がある場合、どのような流れで日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を検討すべきか示しています。
- ・ガイドラインや調査票を用いながら、検討を進めます。

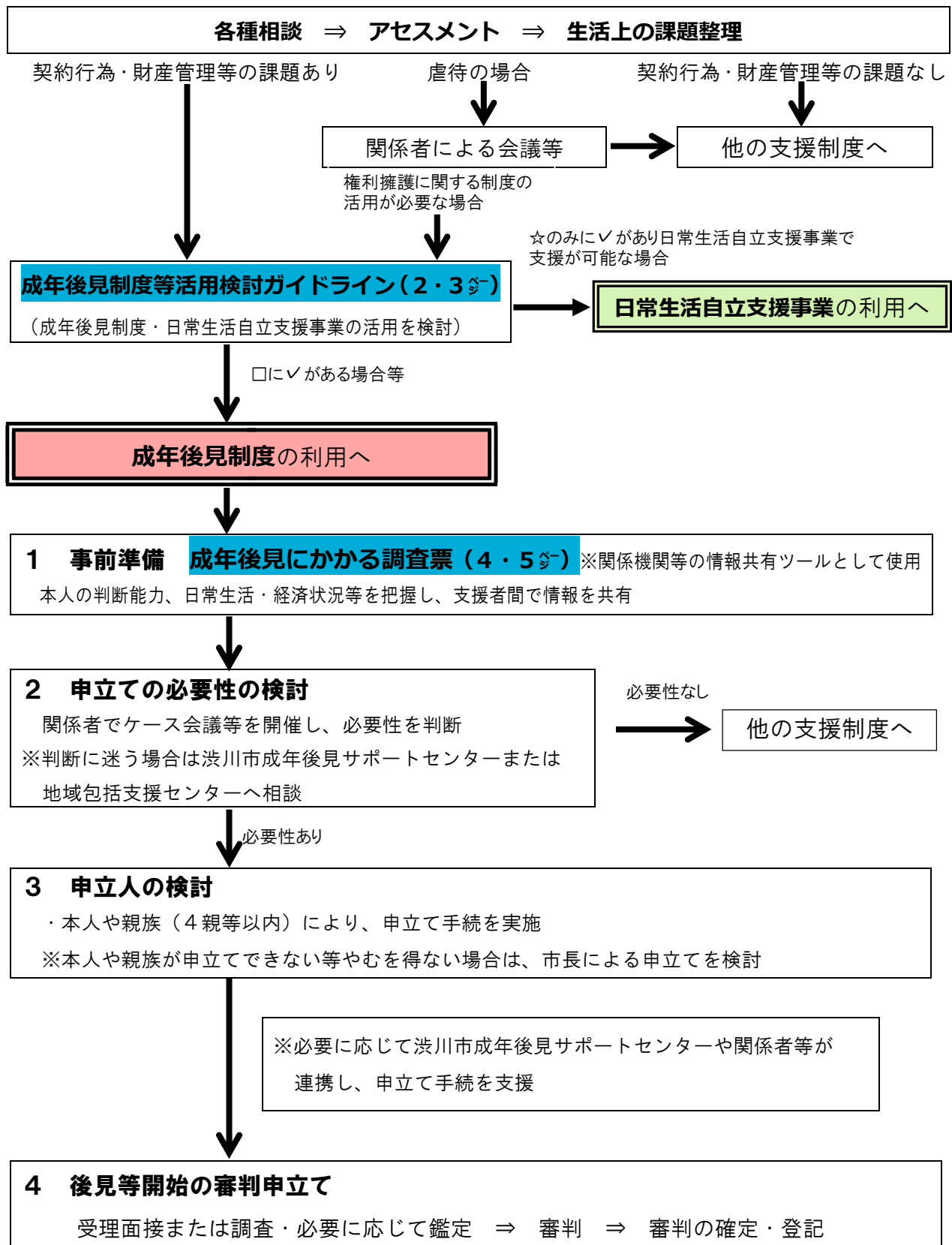
2 成年後見制度等活用検討ガイドライン（2・3ページ）

- ・契約行為・財産管理等の課題がある場合は、成年後見制度の活用の前に、日常生活自立支援事業の利用を検討することができます。
- ・ガイドラインでは、日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援内容について検討できるように作成しています。「ガイドライン使用時の留意事項」を参考にしながら、ご使用ください。

3 成年後見制度にかかる調査票（4・5ページ）

- ・具体的に成年後見制度の活用が望ましいと考えられる場合は、成年後見にかかる情報を的確に把握するため、調査票を作成し、関係機関等で情報共有を行います。
- ・個別ケースの相談や市長申立ての検討が必要な場合、渋川市成年後見サポートセンターや地域包括支援センター等へ情報提供を行う際に、有効活用できます。

成年後見制度等活用検討フローチャート



成年後見制度等活用検討ガイドライン

【利用に当たっての注意】

このガイドラインは、どの制度を利用できるかを検討するための目安であり、必ずしも当該制度の利用を拘束したり、決定するものではありません。

令和 年 月 日

【対象者名】 _____

【記入者名】 _____

【制度の活用が望ましいと思われる要件】

- ・ ☆ だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業の利用をご検討ください。
※受けたい支援の内容によっては、成年後見制度の利用が適当な場合があります。
- ・ □に1つでも✓がある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

1. 判断能力

① 認知症、知的障害、精神障害等を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	☆
② 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる。	☆
③ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ介護を必要とする。	□

2. 財産管理

① 日常的な金銭管理に支援が必要。	☆
② 通帳や印鑑の保管に支援が必要。	☆
③ 年金・手当等の受取り手続きに支援が必要。	☆
④ 生命保険などの請求の手続きに支援が必要。	☆
⑤ 税金の申告に支援が必要。	☆
⑥ 賃貸借契約の手続きに支援が必要。	☆
⑦ 消費者被害に遭ったことがある等金銭管理に不安がある。	☆
⑧ 借金の整理と返済に支援が必要。	☆
⑨ 定期預金の手続きに支援が必要。	☆
⑩ 不動産の処分や貸付等の手続きが必要。	□
⑪ 遺産相続の手続きが必要。	□

3. 身上保護

① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能。	☆
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。	□

特記事項

成年後見制度等活用検討ガイドライン使用時の留意事項

ガイドラインの視点

- 後見相当で判断能力がまったくない方は、日常生活自立支援事業や身元保証等の契約をすることはできませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族などの支援者がいない、または、いても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備え、予防的な活用も視野に入れて、制度の利用を検討する必要があります。
- 本人の状態の変化に合わせて、その都度、ガイドラインの要件に該当するか見直してください。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業の違いについて、6ページに対照表を掲載しています。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 成年後見制度は、一度後見人等が選任されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。

日常生活自立支援事業に関する留意事項

- 1.判断能力 … 日常生活自立支援事業の契約については、(1)契約能力（年金等がどの通帳に入金されているか答えることができるなど）、(2)本人の利用意向、(3)契約の必要性を確認のうえ、締結することになります。
- 2.財産管理 … 日常生活自立支援事業における財産管理は日常生活の範囲内に限られているため、不動産などの大きな財産の管理はできません。また、取消権がないため悪徳商法の被害などによる対応については、限界があります。
- 3.身上保護 … 日常生活自立支援事業では、福祉サービスの内容が理解できる場合は本人契約を支援することは可能ですが、内容が理解できず本人に代わって契約が必要な場合や契約自体に代理人や保証人が必要な場合は日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。

成年後見にかかる調査票

作成に当たっての
留意事項

この調査票は、必要な情報を各項目ごとに分かる範囲で整理することが目的であり、必ずしも全ての項目を記入する必要はありません。

記入年月日	年 月 日 ()	所属名	
記入者		TEL	

相談者		本人との続柄		
		TEL		
本人基本項目	フリガナ			M・T・S・H
	氏 名	(男・女)		生年月日 年 月 日 () 歳
	住 所 (住民票上)	電話 (自宅等) (携帯等)		
	居住地 (現住所)	電話 (自宅等) (携帯等)		
	手帳取得 状況	1 高 齢 者 [要介護 (支援) 認定 A.未申請 B.申請中 C.認定済 [a.要支援 () b.要介護 ()] 2 知的障害者 [療育手帳 A.あり () 度 B.なし] 3 精神障害者 [保健福祉手帳 A.あり () 級 B.なし] (自立支援医療の利用 A.あり B.なし) 4 身体障害者 [身体障害者手帳 A.あり () 種 () 級 B.なし] 障害名 ()		
	財産状況	収入総額 月 () 円 支出総額 月 () 円 資産 1 年金 円 1 家賃 円 預金 () 円 ※分かる範囲でご記入ください 2 生活保護 円 2 福祉サービス利用料 円 負債 () 円 3 賃金 円 3 生活費 (食費等) 円 不動産 あり・なし 4 その他 () 円 4 その他 () 円 ()		
本人健康情報	健康状態	病 気 (あり ・ なし) ありの場合、病気の症状 ()		
		既往歴 (あり ・ なし) ありの場合、病名 ()		
		かかりつけ医 (あり ・ なし) ありの場合、病院名 ()		
		成年後見申立の診断書作成依頼 (可 ・ 不可 ・ 要調整)		
	A D L	(心身の状況)		
		(日常生活の状況)		
【障害高齢者の日常生活自立度】 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 【認知症高齢者の日常生活自立度】 自立 I II a II b III a III b IV M 【障害程度区分】 非該当 区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6				
I A D L	※当てはまるものに○、当てはまらないものに×、その時々で違う場合は△を付けてください。 () 一人で購入ができる () 公共交通機関等を利用して外出できる () 食事の用意ができる () 簡単な足し算、引き算ができる () 部屋の掃除や片づけなどができる () 一人で薬を服薬することができる			
福祉・介護サービス 利用状況				
日常生活自立支援 事業の利用状況		1 利用していない 2 申込み中 3 利用している (年 月ごろから) → サービス内容 (金銭管理 ・ 財産保全)		
支援が必要な 状況・経緯		1 財産管理 2 身上保護 3 虐待及び権利侵害 4 その他 (具体的な事情)		
成年後見の利用に 関する本人の意向				

家族情報	氏名	続柄	年齢	交流状況	申立の意向	[家族構成図]
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
	緊急連絡先（氏名 続柄 ） （TEL 携帯 ） （住所 ）					
	本人と家族 の人間関係					
その他 関係者 情報	氏名	本人との関係	年齢	[エコマップ]		
キーパーソン	申立人(4親等内親族) あり・なし (氏名: 年齢: 続柄:)					
	望ましい成年後見人等候補者 (氏名: 年齢: 続柄:)					
	A 親族 B 市民後見人 C 弁護士 D 司法書士 E 社会福祉士 F その他()					
類型及び内容等	☐ 後見 ☐ 保佐 ☐ 補助 (必要と見込まれるものにレ点し、具体的な内容を記入)					
	☐ 財産管理()					
	☐ 身上保護()					
	☐ その他()					
特記事項						

ケース会議等 (年 月 日開催)	
(参加メンバー)	
(検討内容)	
(処遇方向)	
成年後見の 必要性の有無	1 あり 2 なし
今後の対応	1 市長申立てを依頼 3 他制度・サービスの利用 2 親族申立てを勧奨 4 その他 ()

参考：日常生活自立支援事業と成年後見制度 対照表

		日常生活自立支援事業	成年後見制度
所轄庁		厚生労働省	法務省
法的根拠		社会福祉法、 厚生労働省社会・援護局長通知等	民法、政省令、家事審判規則等
対象者 (認知症高齢者・ 知的障害者・ 精神障害者等)		精神上の理由により日常生活を営むの に支障がある者	精神上の障害による事理弁識する能力が 不十分な者＝補助 著しく不十分な者＝保佐 欠く常況にある者＝後見
担い手・機関の 名称	本人	利用者	本人 被補助人・被保佐人・ 成年被後見人
	援助機関	基幹的社会福祉協議会(法人) 法人の履行補助者として専門員、生活支援員	保護者 複数可 補助人・保佐人・成年後見人 (自然人として、親族、弁護士、司法書士、ソーシャルワーカー等 及び法人)
	指導監督 機関	都道府県・指定都市社会福祉協議会(実施機関)及び運営適正化委員会	監督人 補助監督人、保佐監督人、 成年後見監督人
費用		契約締結までの費用は公費補助 契約後の援助は利用者負担 (生活保護利用者は公費助成)	後見の事務に関する費用、成年後見人、 監督人に対する報酬費用等について、 本人の財産から支弁することを明確化
手続きのはじまり		社会福祉協議会に申し込む (本人、関係者・機関、家族等)	裁判所に申立(本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官等。市町村長(福祉関係の行政機関は整備法で規定)) ※本人の同意：補助＝必要、 保佐・後見＝不要
意思能力の確認・ 審査や鑑定・診断		「契約締結判定ガイドライン」により 確認あるいは契約締結審査会で審査	医師の鑑定書・診断書を裁判所に提出 (最高裁で鑑定書・診断書作成の手引作成)
援助の目的・理念		契約により、福祉サービスが適切に利用 できるよう、その自己決定を援助	自己決定の尊重と保護の調和
援助(保護)の特徴		生活に必要な不可欠な福祉サービスの利用 に関する情報提供、相談と代理※	法律行為を行う保護・支援制度 代理、取消、同意
援助(保護) の種類方針	相談	○福祉サービスの情報提供、助言などの 相談援助による福祉サービスの利用手 続き援助	規定なし(法律行為ではないため) ※成年後見制度申立等の相談は家庭裁 判所で実施
	法律行為・財産管理・福祉契約等	○日常的金銭管理 ○書類等の預かり ○社会福祉事業等の在宅福祉サービスの 契約代理※ ※施設入所手続きの代理は援助から 除外 ※上記のことを援助の種類とし、情報 提供相談、法律行為の一連の援助を 権利擁護と地域福祉の視点で援助す る。	○財産管理等の法律行為 (不動産の処分、遺産分割等法律行為) ・同意権・取消権 補助…申立ての範囲内で家裁が定める 「特定の法律行為」 保佐…民法第13条1項各号所定の行為 後見…日常生活に関する行為以外の行為 ・代理権 補助・保佐…申立ての範囲内で家裁が 定める「特定の法律行為」 後見…財産に関するすべての法律行為

参考文献：2008年日常生活自立支援事業推進マニュアル(全国社会福祉協議会)

※代理は、群馬県内の社会福祉協議会では実施していません。

成年後見制度等に関する相談・問い合わせ

成年後見制度に関する相談（渋川市） ※平日（祝日を除く）8:30～17:15

■渋川市成年後見サポートセンター	377-8501 渋川市石原80番地 (市役所本庁舎1階高齢者安心課内)	0279-25-7196
------------------	--	--------------

高齢者の相談窓口（地域包括支援センター） ※平日（祝日を除く）8:30～17:15

■中央地域包括支援センター	担当地区：渋川(大崎、下郷、東町、新町、下ノ町、南町、長塚町、寄居町、坂下町、辰巳町)、石原(熊野町)	377-8501 渋川市石原80 (市役所本庁舎1階高齢者安心課内)	0279-22-2179
---------------	---	--	--------------

■西部地域包括支援センター	担当地区：渋川(並木町、中ノ町、上ノ町、川原町、裏宿、元町、御蔭、入沢、上郷、藤ノ木、明保野)、金島(金井軽浜)	377-0008 渋川市渋川2659 (北毛介護支援センター内)	0279-26-7567
---------------	--	--	--------------

■金島・伊香保地域包括支援センター	担当地区：金島(金井軽浜を除く)・伊香保	377-0027 渋川市金井2212-1 (特別養護老人ホームかない苑内)	0279-24-8366
-------------------	----------------------	---	--------------

■古巻地域包括支援センター	担当地区：古巻	377-0004 渋川市半田785-5 (特別養護老人ホーム永光荘内)	0279-24-1300
---------------	---------	---	--------------

■豊秋地域包括支援センター	担当地区：豊秋(熊野町を除く)	377-0007 渋川市石原564-1 (介護老人保健施設銀玲内)	0279-22-2231
---------------	-----------------	---	--------------

■小野上・子持地域包括支援センター	担当地区：小野上・子持	377-0202 渋川市中郷2399-7 (特別養護老人ホーム春日園内)	0279-25-8025
-------------------	-------------	--	--------------

■赤城地域包括支援センター	担当地区：赤城	379-1111 渋川市赤城町北赤城山1055-1 (介護老人保健施設赤城苑内)	0279-26-2218
---------------	---------	--	--------------

■北橋地域包括支援センター	担当地区：北橋	377-0064 渋川市北橋町八崎2349-17 (第二デイサービスセンター虹の家内)	0279-25-7720
---------------	---------	---	--------------

障害者の相談窓口（障害者基幹相談支援センター）

■障害福祉なんでも相談室	377-0008 渋川市渋川1760-1	0279-30-0294
--------------	----------------------	--------------

日常生活自立支援事業に関すること

■社会福祉法人 渋川市社会福祉協議会(子持支所)	377-0294 渋川市吹屋658-20	0279-24-6611
-----------------------------	----------------------	--------------

成年後見制度の申立て手続き、申立てに必要な書類に関すること

■前橋家庭裁判所	371-8531 前橋市大手町3-1-34	027-231-4275
----------	-----------------------	--------------

※申立てに必要な書類〔書式集〕 裁判所ホームページ(前橋家庭裁判所)	http://www.courts.go.jp/maebashi/saiban/tetuzuki/kouken_mousitate_syorui/index.html
---------------------------------------	---

成年後見制度等に関する相談・問い合わせ

成年後見制度の申立て手続き支援に関すること

■群馬県弁護士総合法律相談センター (群馬弁護士会)	371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館 県民法律センター	027-234-9321 月～土(予約受付) 13:00～16:00
■公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート群馬支部 (群馬県司法書士会)	371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会内	027-224-7773 平日(祝日を除く)(電話相談) 9:00～12:00、13:00～17:00

成年後見制度に関する相談 (後見人候補者)

■群馬県弁護士総合法律相談センター (群馬弁護士会)	371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館 県民法律センター	027-234-9321 月～土(予約受付) 13:00～16:00
■公益社団法人成年後見センター・ リーガルサポート群馬支部 (群馬県司法書士会)	371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会内	027-224-7773 平日(祝日を除く)(電話相談) 9:00～12:00、13:00～17:00
■権利擁護センターぱあとなあ群馬 (一般社団法人群馬県社会福祉士会)	371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター7階	027-212-8388 平日(祝日を除く)(電話相談) 9:00～17:00
■一般社団法人コスモス成年後見 サポートセンター 群馬県支部 (群馬県行政書士会)	371-0017 前橋市日吉町一丁目8-1 群馬県行政書士会内	027-234-3677 平日(電話相談) 10:00～16:00
■社労士成年後見センター群馬 (群馬県社会保険労務士会)	371-0846 前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会内	027-253-5621 平日(電話相談) 9:00～12:00、13:00～17:00
■関東信越税理士会 成年後見支援センター (関東信越税理士会)	330-0854 さいたま市大宮区 桜木町4-333-13 OLSビル14F	048-796-4562 毎週火曜日(電話相談) 10:00～11:30、13:00～15:30

任意後見制度・公正証書遺言に関する相談・手続きに関すること ※平日(祝日を除く)8:30～17:00

■前橋公証人合同役場 (渋川市在住の方は前橋公証人合同役場が最寄りとなります)	371-0023 前橋市本町1-3-6	027-223-8277
--	---------------------	--------------

後見登記に関すること

■前橋地方法務局(本局)	371-8535 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎4階	027-221-4476 (証明書交付)
■東京法務局後見登録課	102-0074 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎4階	03-5213-1360 (登記事務)
■法務省ホームページ(成年後見登記)	http://www.moj.go.jp/MINJI/seinenkoukentouki.html	

申立費用等の立て替えに関すること

■日本司法支援センター 法テラス 法テラス群馬	371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階	0570-078320 050-3383-5399 (IP電話) 平日 9:00～17:00
----------------------------	-------------------------------------	---